

武蔵村山市第七次定員適正化計画 (令和3年度～令和7年度)

令和3年3月

武 蔵 村 山 市

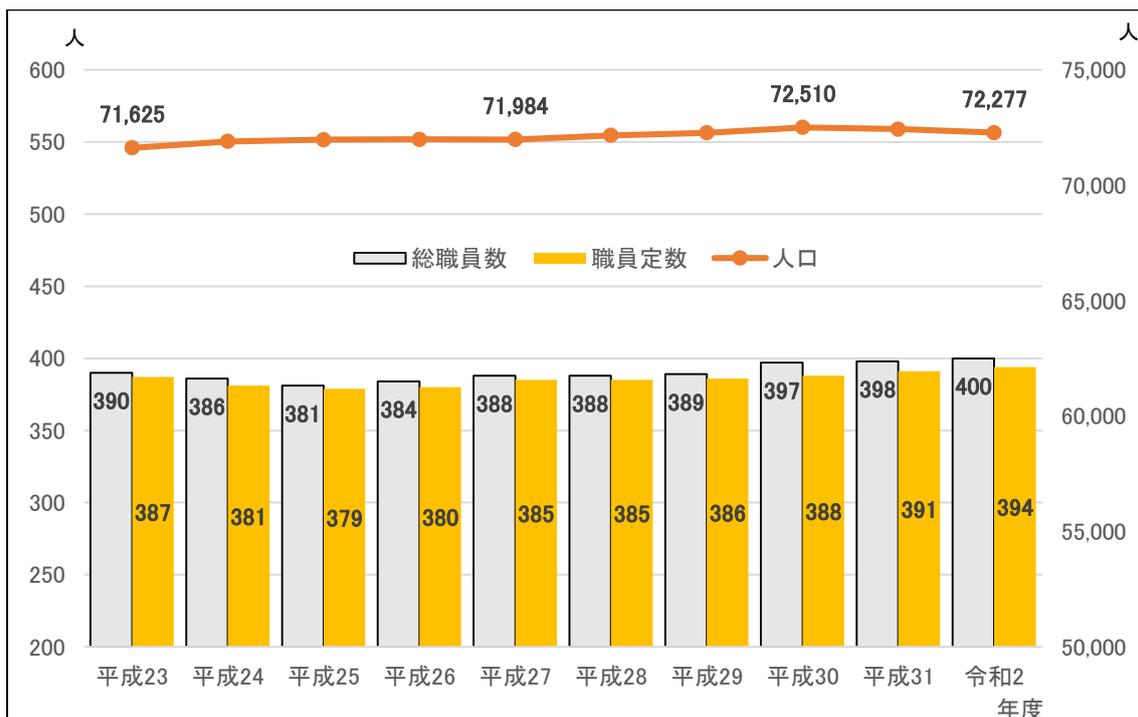
目 次

1 職員数の現状	1
(1) 職員数の推移.....	1
(2) 類似団体との比較.....	1
(3) 定員回帰指標に基づく試算値との比較.....	3
(4) 東京都内26市との比較.....	4
(5) 職員の年齢構成.....	6
(6) 定年退職者数の見込み.....	6
(7) 時間外勤務の状況.....	7
2 定員適正化の基本的な考え方	8
(1) 計画の位置付け.....	8
(2) 基本方針.....	8
(3) 計画期間.....	8
(4) 対象.....	8
(5) 目標定数.....	8
(6) 年度別職員定数.....	8
(7) 職種別の定員管理方針.....	10
3 定員適正化の取組	10
(1) 民間活力の活用.....	10
(2) 多様な任用形態の活用.....	10
(3) 組織機構の見直し.....	11
(4) 事務事業の見直し.....	11
4 その他	11
定年延長への対応	11

1 職員数の現状

(1) 職員数の推移

本市では、第二次行政改革大綱に基づき、平成10年に第一次となる定員適正化計画を定め、以降、六次にわたる計画により、最大で554人であった職員定数を394人にし、定員の適正化を推進してきた。その結果、総職員数（休職者等の定数外職員を含む。）は、平成7年度の最大555人から平成25年度には381人まで減少したが、その後増加し、令和2年度に400人となった。



【図1】人口、総職員数及び職員定数の推移（各年4月1日現在）

(2) 類似団体との比較

ア 人口1万人当たりの職員数との比較

類似団体とは、全ての区市町村を、人口及び産業構造（産業別就業人口の構成比）を基準として設定された類型により分類したものである。

本市は、①人口5万人以上10万人未満、②第二次産業及び第三次産業の就業人口が90%未満かつ第三次産業の就業人口が55%以上である一般市「Ⅱ-1」のグループに区分され、全国では69市、東京都内では狛江市が同じグループに属している。

このグループに区分される全国69市の人口1万人当たりの普通会計職員数を比較すると、本市は48.66人で2番目に少ない職員数となっている。

なお、普通会計職員数とは、特別会計及び公営企業会計を除いた一般行政部門（議会、総務、税務、民生、衛生、農林水産、商工及び土木）及び教育部門に属する職員数の合計である。

【表1】類似団体の人口1万人当たりの普通会計職員数

(単位：人)

団体名	面積 (R1. 10. 1)	人口 (H31. 1. 1)	普通会計職員数 (H31. 4. 1)	人口1万人 当たりの職員数	順位
埼玉県和光市	11.04	82,785	384	46.39	1
東京都武蔵村山市	15.32	72,546	353	48.66	2
東京都狛江市	6.39	82,481	409	49.59	3
埼玉県八潮市	18.02	90,876	501	55.13	4
青森県十和田市	725.65	61,717	348	56.39	5
沖縄県豊見城市	19.19	64,436	385	59.75	6
埼玉県蕨市	5.11	75,261	459	60.99	7
埼玉県本庄市	89.69	78,297	492	62.84	8
沖縄県宜野湾市	19.80	98,689	633	64.14	9
山形県天童市	113.01	62,073	401	64.60	10
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
新潟県佐渡市	855.67	55,333	886	160.12	69
69市平均	388.34	68,089	562	83.63	

イ 部門別職員数との比較

本市の各部門の合計職員数は353人であり、類似団体平均値の単純値528人との比較で175人、修正値449人との比較で96人それぞれ下回っている。

また、各部門の職員数を類似団体平均値の修正値と比較すると、本市は民生部門で平均値を5人上回っているものの、議会、総務、税務、衛生、農林水産、商工、土木及び教育の各部門では平均値以下となっている。

なお、単純値とは職員が配置されていない部門を考慮することなく集計して、平均値を算出したもので、修正値とは団体によって清掃業務を民間委託している場合や消防業務を一部事務組合の所管としている場合など職員が配置されていない場合に、各部門に実際に職員を配置している団体のみを対象にして平均値を算出したものである。

【表2】類似団体平均値との比較（平成31年4月1日現在）

(単位：人)

部 門 区 分	議会	総務	税務	民生	衛生	農林 水産	商工	土木	教育	合計
武蔵村山市	6	99	34	75	28	3	8	44	56	353
類似団体平均値 (単純値)	6	131	34	121	45	36	18	51	86	528
差	0	▲32	0	▲46	▲17	▲33	▲10	▲7	▲30	▲175
類似団体平均値 (修正値)	6	124	34	70	44	31	19	51	70	449
差	0	▲25	0	5	▲16	▲28	▲11	▲7	▲14	▲96

(3) 定員回帰指標に基づく試算値との比較

定員回帰指標とは、人口と面積のみを用いて平均的な職員数を試算する参考指標である。

本市の一般会計行政部門職員数は297人、普通会計職員数は353人であり、一般行政部門試算値354人との比較で57人、普通会計試算値499人との比較で146人それぞれ下回っている。

【計算式】

人口千人当たりの係数 × 人口（千人） + 面積1㎥当たりの係数 × 面積 + 一定値 = 試算値

【一般行政部門試算値】

$4.0 \times 72.546 + 0.22 \times 15.32 + 60 = 354$ 人 > 本市の一般行政部門職員数 297 人（▲57 人）

【普通会計試算値】

$5.7 \times 72.546 + 0.33 \times 15.32 + 80 = 499$ 人 > 本市の普通会計職員数 353 人（▲146 人）

※ それぞれ平成31年の数値を用いて計算

(4) 東京都内26市との比較

本市の職員一人当たりの人口は、184.65人であり、東京都内26市の平均181.58人と比較すると、3.07人上回っている。

また、本市の直近5年間の職員数の増減率は、2.62%の増であり、東京都内26市の平均2.58%の増と比較すると、若干高くなっている。

【表3】東京都内26市における職員一人当たりの人口 (単位：人)

団体名	人口 (R2.1.1)	総職員数 (R2.4.1)	職員一人 当たりの人口	順位
八王子市	562,480	2,880	195.31	6
立川市	184,090	1,077	170.93	21
武蔵野市	146,871	948	154.93	24
三鷹市	188,461	986	191.14	9
青梅市	133,032	722	184.25	13
府中市	260,262	1,322	196.87	4
昭島市	113,397	640	177.18	17
調布市	237,054	1,297	182.77	14
町田市	428,821	2,313	185.40	11
小金井市	122,306	677	180.66	15
小平市	194,869	954	204.27	2
日野市	186,346	1,057	176.30	18
東村山市	151,255	786	192.44	8
国分寺市	125,170	647	193.46	7
国立市	76,280	480	158.92	23
福生市	57,617	392	146.98	26
狛江市	83,257	448	185.84	10
東大和市	85,301	473	180.34	16
清瀬市	74,636	447	166.97	22
東久留米市	116,916	594	196.83	5
武蔵村山市	72,382	392	184.65	12
多摩市	148,823	849	175.29	20
稲城市	91,540	429	213.38	1
羽村市	55,354	376	147.22	25
あきる野市	80,667	460	175.36	19
西東京市	205,125	1,009	203.30	3
26市平均	160,858.15	871.35	181.58	

※職員数は、自治法派遣を除いた合計

【表4】東京都内26市における平成27年から令和2年までの職員数の推移（単位：人、％）

団体名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	職員数増減	職員数増減率	順位
八王子市	2,823	2,847	2,884	2,828	2,828	2,880	57	2.02	13
立川市	1,075	1,054	1,060	1,059	1,071	1,077	2	0.19	8
武蔵野市	940	933	934	936	928	948	8	0.85	10
三鷹市	986	1,000	987	987	989	986	0	0.00	7
青梅市	1,481	1,459	1,491	1,487	1,480	1,504	23	1.55	12
府中市	1,258	1,282	1,310	1,304	1,319	1,322	64	5.09	21
昭島市	643	632	634	631	626	640	▲3	▲0.47	3
調布市	1,257	1,258	1,268	1,277	1,277	1,297	40	3.18	18
町田市	2,946	2,935	2,952	2,974	2,968	2,965	19	0.64	9
小金井市	671	692	692	687	677	677	6	0.89	11
小平市	929	947	952	957	950	954	25	2.69	15
日野市	1,348	1,374	1,389	1,380	1,405	1,449	101	7.49	25
東村山市	787	786	786	784	790	786	▲1	▲0.13	6
国分寺市	661	647	644	650	654	647	▲14	▲2.12	1
国立市	454	462	474	484	477	480	26	5.73	22
福生市	369	373	374	381	389	392	23	6.23	23
狛江市	450	442	447	436	440	448	▲2	▲0.44	4
東大和市	474	475	476	476	471	473	▲1	▲0.21	5
清瀬市	435	438	445	440	443	447	12	2.76	16
東久留米市	598	594	600	602	591	594	▲4	▲0.67	2
武蔵村山市	382	382	383	390	390	392	10	2.62	14
多摩市	808	812	818	839	844	849	41	5.07	20
稲城市	833	864	871	875	869	868	35	4.20	19
羽村市	350	371	380	384	374	376	26	7.43	24
あきる野市	420	422	431	436	438	460	40	9.52	26
西東京市	980	1,004	1,020	1,007	999	1,009	29	2.96	17
26市平均	936	941	950	949	949	958	21	2.58	

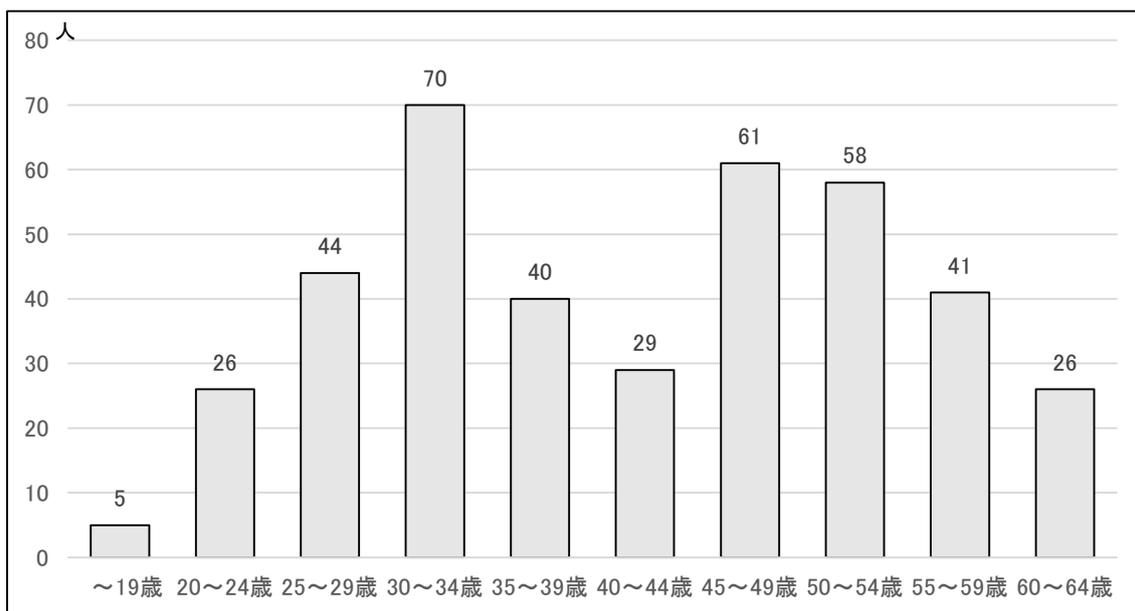
※ 各年4月1日現在

※ 職員数は、自治法派遣を除いた合計

※ 職員数増減及び職員数増減率は、平成27年度と令和2年度の比較

(5) 職員の年齢構成

令和2年4月1日現在の総職員数は400人で、20～59歳の年齢で見ると、30～34歳が最も多く、次に45～49歳が多い状況である。一方で、20～24歳が最も少なく、次に40～44歳が少ない状況である。



【図2】職員の年齢構成（令和2年4月1日現在）

(6) 定年退職者数の見込み

令和2年度から令和6年度までの定年退職者数は、一般事務職37人、土木技術職2人、保健師1人及び技能労務職4人の合計44人の見込みである。

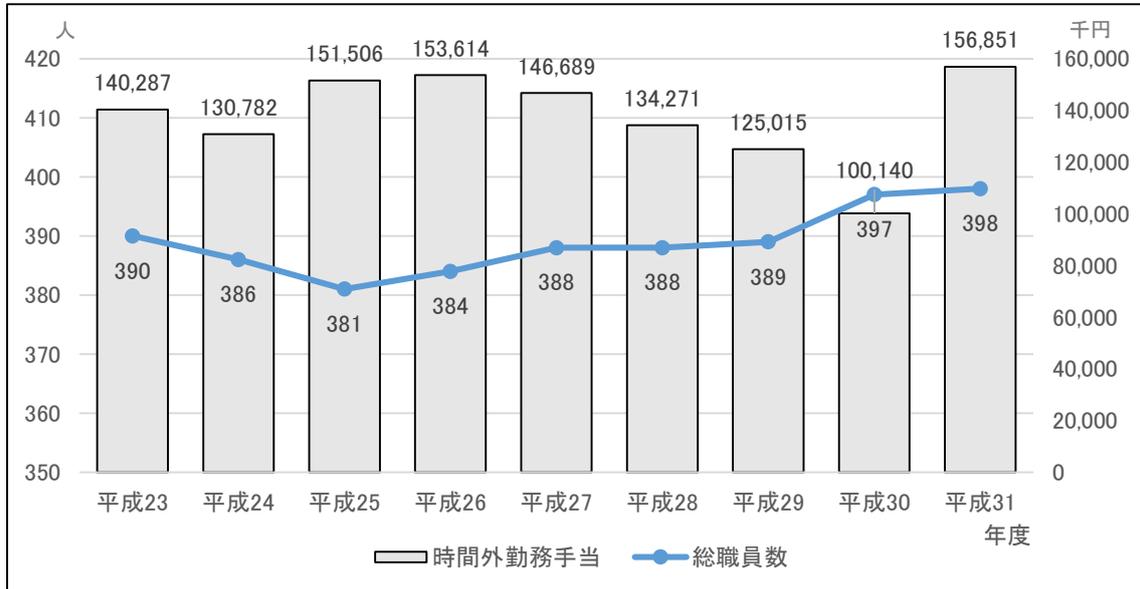
【表5】職種別定年退職者数の見込み

（単位：人）

職種	令和2年度 (R3.3.31)	令和3年度 (R4.3.31)	令和4年度 (R5.3.31)	令和5年度 (R6.3.31)	令和6年度 (R7.3.31)	退職者計
一般事務職	12	8	8	5	4	37
土木技術職	0	1	1	0	0	2
保健師	0	0	0	1	0	1
技能労務職	1	1	0	0	2	4
合計	13	10	9	6	6	44

(7) 時間外勤務の状況

平成27年度から平成30年度までは減少傾向であったが、平成31年度については、大きな人事異動、大規模な自然災害の発生等の影響により増加している。



【図3】総職員数及び時間外勤務手当額の推移

2 定員適正化の基本的な考え方

(1) 計画の位置付け

本計画は、令和7年4月1日における目標定数を明確にし、その達成方針を明らかにすることで、令和3年度以降の定員管理の指針として位置付けられるものである。なお、各年度の職員定数については、所定の手続を経て、別途、定めるものとする。

また、本計画は、各年度の職員定数を決定する際の指針とするものであるが、本計画の推進状況、行政需要の動向等を把握した上で、必要に応じ見直しを行うものとする。

(2) 基本方針

本市では、これまで定員適正化計画に基づき、民間活力の導入や組織機構の簡素合理化などの手法により、職員数の削減に努めてきたが、第六次定員適正化計画では、人口の増加等に伴い、平成28年度に385人であった職員定数を令和2年度に394人まで増加させることとした。その結果、令和2年4月1日現在の職員数は、多摩26市との比較ではほぼ平均的な職員数となった。また、時間外勤務時間数についても、前年度は増加したものの削減が図られてきており、市全体の業務量に対する定数はおおむね適正となったものと考えられる。

このため、本計画における職員定数については現在の水準を維持していくことを基本とし、定数の増減については通常業務量の増減に対しては組織改正により、新たな事務事業の実施による業務量の増加に対しては定数の増員により対応していくこととする。

(3) 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

(4) 対象

武蔵村山市職員定数条例の対象となる職員とする。

(5) 目標定数

目標定数（令和7年4月1日時点での職員定数）は、395人とする。

(6) 年度別職員定数

計画期間内における各年度の職員定数は、次のとおりとする。

【表6】部門・年度別職員定数（計画）

（単位：人）

区 分 部 門		令和3年度 (R3.4.1)	令和4年度 (R4.4.1)	令和5年度 (R5.4.1)	令和6年度 (R6.4.1)	令和7年度 (R7.4.1)
一般行政	職員数	296	295	297	300	303
	増減		▲1	2	3	3
教育	職員数	57	56	56	56	46
	増減		▲1	0	0	▲10
公営企業 等会計	職員数	38	38	38	38	38
	増減		0	0	0	0
自治法 派遣	職員数	8	8	7	8	8
	増減		0	▲1	1	0
合計	職員数	399	397	398	402	395
	増減		▲2	1	4	▲7
定数外	職員数	9	2	0	0	0
	増減		▲7	▲2	0	0
総合計	職員数	408	399	398	402	395
	増減		▲9	0	4	▲7

【表7】（参考）職員定数条例における職員定数との比較

（単位：人）

区分	職員定数条 例における 職員定数	定員適正化計画における職員定数				
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
市長の事務部局の職員	345	331	330	331	335	338
議会の事務局の職員	8	6	6	6	6	6
教育委員会の事務局 及び教育機関の職員	60	57	56	56	56	46
選挙管理委員会の事 務局の職員	3	3	3	3	3	3
監査委員の事務局の 職員	3	2	2	2	2	2
農業委員会の事務局 の職員	1	0	0	0	0	0
合計	420	399	397	398	402	395

(7) 職種別の定員管理方針

ア 一般事務職

人口の増加や指定管理者制度の導入等の状況を踏まえつつ、業務の必要性及び業務量に応じ、補充する。また、有資格者（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置する必要性を適宜検討し、必要に応じ、採用する。

イ 建築・土木・電気技師

公共施設や社会基盤の老朽化に伴う更新時期を見据え、建築、土木及び電気技師については、職員の退職時には原則として補充する。

ウ 保健師・看護師

現在、福祉総務課、高齢福祉課、障害福祉課、健康推進課及び子ども子育て支援課に保健師を配置している。今後、医療、健康、子育て分野における行政需要は増大すると考えられることから、行政需要の動向を踏まえながら必要に応じ、保健師を採用する。

また、看護師については保険年金課に再任用職員を1人配置しているが、再任用任期満了後は、看護師を配置する必要性が生じた際、採用の可否を検討する。

エ 管理栄養士・歯科衛生士

管理栄養士については、現在、子ども子育て支援課及び学校給食課に各1人配置している。今後、小学校給食調理等業務の民間委託の推進状況により、新たな採用の可否を検討する。

また、歯科衛生士については子ども子育て支援課に再任用職員を1人配置しているが、再任用任期満了に合わせて補充していく。

オ 技能労務職

技能労務職については、現場の実態を精査しながら業務の民間委託を積極的に検討することを基本とし、原則として退職不補充とする。

3 定員適正化の取組

(1) 民間活力の活用

市が行っている事業を民間事業者が実施することにより、市民サービスの維持・向上や経費の節減が図られる場合は、指定管理者制度の導入や民間委託の推進を図る。

また、市民との連携を強化し、市民協働のまちづくりを推進することで、経費の負担軽減を図る。

(2) 多様な任用形態の活用

多くの職員が定年退職を迎える中、長年培った経験を生かし、知識技能の継承を図る観点から、退職者を通常業務に従事する再任用職員として活用するとともに、退職者数

の将来的な推移や年齢構成の平準化も考慮しながら計画的な定員管理を行う。また、専門的な技術、資格等を必要とする業務については、引き続き会計年度任用職員を活用し、繁忙期など臨時の業務については、臨時的会計年度任用職員の活用を図るなど適正な人員配置を行っていく。

(3) 組織機構の見直し

少子高齢化、情報化の進展などによる社会経済情勢の目まぐるしい変化の中、新たな行政課題や複雑化、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、柔軟かつ合理的な組織機構を構築するため、必要に応じて組織改正を行う。

(4) 事務事業の見直し

各種事務事業については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、事業の内容及び手法を行政評価や行政改革の観点から見直すとともに、AI・RPA等のICTの活用を推進し、事務の効率化・正確性の向上を図るなど定員管理の適正化に取り組む。

4 その他

○ 定年延長への対応

地方公務員の定年を65歳まで段階的に引き上げる地方公務員法の改正について、国において検討が進められている。現在のところ、この定年延長制度が開始された場合、原則的に2年に一度は定年退職者が発生しないことになるが、将来にわたって市民サービスを提供する体制を安定的に維持するには、計画的に職員採用を行う必要があるため、今後も国の動向を注視しながら適切に対応していく。

武蔵村山市第七次定員適正化計画

(令和3年度～令和7年度)

発行年月／令和3年3月

発行／武蔵村山市

編集／武蔵村山市企画財政部行政経営課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042 (565) 1111 (代表)



武蔵村山市